

# 豪州における日本産コメプロモーション事業 企画・提案の公募について

2023年8月16日  
ジェトロシドニー事務所

## 1. 背景・目的

日本産食材サポーター店（飲食店、小売店等）や輸入商社と連携し、日本産コメの魅力を効果的に発信することで、豪州内での日本産コメの消費増加、日本からのさらなる輸出量増加に寄与することを目指す。

※日本産食材サポーター店制度：<https://www.jetro.go.jp/agriportal/supporter/>

## 2. 契約期間

契約期間は、契約締結の日から2023年12月15日（金）とする。

## 3. 業務内容

以下の目的を満たすようなプロモーション（豪州一般消費者向け）を企画すること。日系・アジア系消費者に限らず広く一般消費者にリーチできるよう、各種広報媒体（SNS、ニュースサイト、Youtube等）を活用したプロモーションを企画・提案すること。影響力を持つインフルエンサーや有識者等を巻き込むなど、効果的なコンテンツ作成を行うこと。

なお、最終目的が輸出量／金額の増加であることから、すでに日本産米を食している層に対してさらなる浸透を促すようなプロモーションではなく、現状日本産米を食することがない／少ない層に対して、飲食や購買行動を促すような内容が望ましい。

また、ジェトロシドニー事務所にて有する下記アカウントについても活用を検討すること。

<https://www.facebook.com/JapanAtHomeAU/>

### (1) 日本産コメの魅力について発信

- ・他国産のコメとの相違点
- ・活用レシピ 等

### (2) 日本産コメの入手方法、飲食場所

- ・どこで購入できるのか、選び方
- ・どの飲食店で食べられるのか 等

### (3) 日本産食材サポーター店（飲食店）との連携

- ・日本産米を販売・提供している日本産食材サポーター店と効果的に連携すること
- ・連携するサポーター店選定にあたっては、ジェトロと相談すること

## 4. 成果指標の設定

企画・提案の際、本事業の成果を計ることのできる指標およびその目標達成値を設定・提案すること。各メディア・プラットフォームの影響力や本プロモーション事業への寄与度を踏まえ、定量的な成果指標とすること。またその測定方法も明らかにすること。

指標例：コンテンツ数、投稿数、リーチ数、エンゲージメント数、クリック数など。

5. 報告書の提出（日本語、様式指定なし）
  - (1) プロモーション実施後、契約期間終了までに報告書をジェットロに報告すること。
  - (2) 報告書には、プロモーション実施内容、成果等を含めること。
6. 費用
  - (1) 本契約に基づき支払われる業務委託料は見積書に基づき精算する。
  - (2) 交通費・旅費および電話代・コピー代などの事務経費は、業務委託料に含まれるものとし、ジェットロは負担しない。
7. 支払方法
  - (1) プロモーションが終了し、ジェットロによる事業報告書の確認が終了したのちジェットロに対し請求書を発行すること。
  - (2) ジェットロは同請求額を受託者の口座に振り込む方法で支払う。
8. 使用言語  
「日本語」及び「英語」
9. 予算（上限額）  
32,000 豪ドル（GST 込み）
10. 企画・提案および選考について
  - (1) 応募時には、A. 記入済みの応募用紙、B. 事業案、C. 行程案、D. 見積書を提出すること（B～D は様式不問）。
  - (2) C. 行程案については公募終了後、2 週間以内に契約が締結できる想定で作成すること。
  - (3) D. 見積書には本事業にかかるすべての費用を含めること。9. 記載の予算額を上回る提案は受付できない。
  - (4) 公募期間終了後、書類および面談（対面またはオンライン）にて選考を行う（総合評価）。
11. 応募条件
  - (1) 法人の場合はオーストラリアに法人又は支店を有し、従事予定者はオーストラリアに居住していること。個人の場合はオーストラリアに居住しているか。
  - (2) 事業に必要とされる専門性や事業経験を有すること。
  - (3) 法人等に所属している個人の場合は本応募に関し、所属先にその了解が得られていること。
  - (4) 刑事罰を受けていないこと（係争中を含む）。
  - (5) 本事業に対して十分な対応体制、業務時間が確保でき、ジェットロからの要望に素早く対応できること。
12. 留意事項
  - (1) 受託者は秘密保持に関する事項及び個人情報に関する事項を遵守して業務を遂行すること。
  - (2) 委託契約の締結者は事業の全てもしくは一部を第三者へ再委託することを禁ずる。ただし、事前に書面によりジェットロの承認を得た場合に限り、再委託を認める。
  - (3) 委託契約の受託者は、別に定める支援業務報告書などをジェットロの求めに応じて提出すること。

なお、当該業務報告書の知的所有権および事業成果はジェットロに帰属する。

- (4) 委託契約の締結者は、別に定める秘密保持に関する事項に基づき、本事業に関わる企業情報の一切を外部に漏洩させることを禁ずる。ただし、ジェットロの承認を得た場合に関してはその限りではない。
- (5) 受託者から提出があった資料等については、執務参考用としてジェットロ本部内で供覧するほか、ウェブ等を活用し、日本国内においても広く外部へ情報提供を行う場合がある。その場合は受託者に事前に確認を取る予定。
- (6) 新型コロナウイルス関連規制が新たに設定された場合等、本委託業務の実施が困難と思われる場合には、速やかにジェットロと協議の上取りうる対応を検討すること。

以 上

別添：応募用紙